
2008年北京オリンピック、パラリンピック期間中の北京市の車両に対する臨時交通管理措置に関する通告

2008年北京オリンピック、パラリンピック期間中の正常な交通と良好な空気を保証し、オリンピック開催地立候補時の公約を果たすため、市政府は《北京市人民代表大会常務委員会によるオリンピック大会の順調な準備と成功のための法的環境保護建設の更なる強化に関する決議》に基づき、2008年7月1日から9月20日の期間、同市の車両（臨時ナンバー車両を含む）に対し臨時の交通管理措置を実施することを決定した。現在、関連事項の通知は以下のとおり：

一、7月1日0時から9月20日24時まで、黄色の環境保護標示および試験車両ナンバーを所有する車両については、当市行政区域内の道路通行を禁ずる。

二、7月20日0時から9月20日24時まで、当市は車両ナンバーの下1桁の番号により奇数ナンバー車は奇数日、偶数ナンバー車は偶数日の通行を認める（奇数ナンバーは、1、3、5、7、9、偶数ナンバーは2、4、6、8、0）。「二〇〇二」形式のナンバーについては偶数ナンバー車として管理する。奇数偶数ナンバーによる通行規制範囲は、7月20日0時から8月27日24時まで、当市行政区域内道路、8月28日0時から9月20日24時まで、環状5号線（5環路）の主要路線以内の道路（環状5号線の主要路線を含む）、空港高速道路、八達嶺高速道路主要路線（上清橋から西関環島まで）、京承高速道路（来広営橋から白馬南橋まで）。

三、以下の車両は奇数偶数ナンバーの通行規制を受けず、当市行政区域内の道

路を通行できる。

(一) 警察車両、消防車両、救急車両、工事車両、および任務遂行中の解放軍と武装警察部隊の車両。

(二) 公共電気自動車、省間長距離バスおよび大型バス、タクシー（レンタカーは含まない）、小型公共自動車、あるいは市輸送管理部門が発行する観光客輸送車両通行証のある車両。

(三) 北京オリンピック組織委員会が発行するオリンピック競技会専用車両証（車両証のベースカラーが黄色の会場周囲と会場の臨時車両証は含まない）を所有する車両、あるいは市公安交通管理部門が発行する通行証を所有する車両（通行証の使用規定に従うべき）。

(四) 車体に統一標識をペイントし任務遂行中の城市管理行政執法局（城管）、工商局（工商）、交通管理局の車両、および環境保護監察車両、救援車両、清掃専用車両。

(五) 環境維持、公園管理、道路整備などの専門作業車両（指定された時間と路線を守って通行）。

(六) ナンバーの頭に「使」の文字をつけた車両、および臨時入国の許可を得た車両。

(七) 葬儀場の霊柩車。

四、郵政専用車両は奇数偶数ナンバーの通行規制を受けない。しかし、郵政専用トラックは6時から24時までの間、環状6号線（6環路）の主要路線以内の道路（環状6号線を含まない）の通行を禁ずる（西6号環状線の未開通区間は設

置された交通標示に従う、以下も同じ）。

五、以下の車両は下記の規定に従わなければならない。

（一）貨物輸送車両は、6時から24時までの間、環状6号線以内の道路（環状6号線を含まない）の通行を禁ずる。

（二）トラクター、低速貨物車両、三輪自動車は、6時から24時までの間、環状6号線以内（環状6号線を含む）の通行を禁ずる。0時から6時までは、環状5号線以内（環状5号線を含む）の通行を禁ずる。

（三）「京B」ナンバーのオートバイは、環状4号線以内（環状4号線側道を含まない）の道路で、全時間帯の通行を禁ずる。

六、7月20日0時から9月20日24時まで、劇薬輸送車両は当市行政区域内の道路通行を禁ずる。その他の危険化学薬品輸送車両は奇数偶数ナンバーの通行規制に従うと同時に、6時から24時までの間、環状6号線以内（環状6号線を含まない）の通行を禁ずる。危険化学薬品（劇薬を含む）の輸送車両は道路通行の前に、当市の安全生産管理部門と市輸送管理部門の認可（劇薬輸送車両に属する車両は、さらに市公安治安管理部门が発行する証明書類を提出）を取得し、制限区域内への立ち入りがどうしても必要な場合には、市公安交通管理部门へ通行証発行の申請をして、許可された時間と路線を守って通行する。

七、7月20日0時から9月20日24時まで、土や土砂の輸送車両は当市行政区域内の道路通行を禁ずる。

八、北京オリンピック、パラリンピック期間中の車両通行規制に対応する車両税や道路維持費用の減額徴収については、別の通知で関連規定を公布する。

九、この通告規定に違反した者については、市環境保護部門と市公安交通管理

部門が国家と当市の関連規定に基づいて処理し、車両税や道路維持費用の減額徴収の優待政策を受けられない。

特にここに通知する。

二〇〇八年六月十九日